

# ちとせ市民応援商品券2026発行事業 参加事業者募集要項

1. 事業名：ちとせ市民応援商品券2026発行事業
2. 目的：食品や光熱費等の物価高が続いていることから、市民生活の支援と地域経済の活性化を図るため、千歳市と千歳商工会議所が協力して、全市民を対象とした「ちとせ市民応援商品券2026発行事業」を実施します。
3. 実施主体：千歳市・千歳商工会議所
4. 事業期間：令和7年12月17日(水)～令和8年9月30日(水)
5. 発行総額：9億7,500万円
6. 発行額面：500円(1枚)
7. 発行枚数：1,950,000枚
8. 配付対象：令和7年12月1日時点で千歳市住民基本台帳に登録されている市民全員
9. 配付冊数：1人あたり20枚(額面10,000円)
10. 配付方法：千歳市から対象者(世帯毎)へ「ちとせ市民応援商品券2026(以下、「商品券」)」を、「ゆうパック」で令和8年1月下旬～3月16日(月)の間に配付します。
11. 利用期間：令和8年3月17日(火)～令和8年7月31日(金)  
※令和8年3月16日以前および、令和8年8月1日以降は利用できません。
12. 参加登録：次の書類をご提出ください。
  - (1) 「ちとせ市民応援商品券2026発行事業」参加登録申請書
  - (2) 「ちとせ市民応援商品券2026発行事業」参加店舗に係る誓約書

「ちとせ市民応援商品券2025発行事業」に参加登録した事業者は、自動継続となりますので提出は不要です。(参加登録申請書は同封しておりません。)  
掲載内容等に変更・訂正がある場合は、『「ちとせ市民応援商品券2026発行事業」店舗情報変更訂正申請書』をご提出ください。

提出先：千歳商工会議所

[郵送・持参] 〒066-8558千歳市東雲町3丁目2-6

9:00～17:00(土日祝を除く)

[FAX] 0123-22-2122 [E-mail] shokou@chitose-cci.or.jp

※下記QRコードからもご提出いただけます。

登録申請はこちら⇒



<https://forms.gle/Pk6uk1DXvuNenAAr9>

変更訂正是こちら⇒



<https://forms.gle/E8ziWgVJmu8ZmHYZ6>

13. 登録期限：随時受付

ただし、商品券発送時に同封する「参加店舗一覧」へ掲載を希望される場合は、令和8年1月9日(金)までに登録手続きをしてください。(変更訂正を含む)  
※ホームページ上の参加店舗情報は随時更新します。

「参加店舗一覧」へは業種ごとに、店舗名および住所を掲載します。

14. 参加経費：無料 本事業においては、換金手数料・振込手数料等の負担はありません。

15. 参加店舗：千歳市内で事業を行っている小売・飲食・サービス・建設業等を営む事業者で、本事業の趣旨に賛同し参加を希望する事業者ただし、次に掲げる事業者は除きます。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する営業を行う事業者
  - (2) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
  - (3) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している事業者
  - (4) 特定の宗教・政治団体と関わる事業者
  - (5) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行う事業者
  - (6) 下記17.利用制限に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗
  - (7) 地方自治法施行令第167条の4第2項第2号(競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき)に該当する者、及び刑法による強制執行行為妨害等もしくは贈賄、または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法に基づく公訴を提起されている者等
  - (8) その他本事業の目的に相応しくない事業者

16. 参加店舗の責務等：次に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 商品券が利用可能な店舗であることが明確になるよう、販促ツール(ポスター・参加店ステッカー等)を分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 商品券を取り扱うすべての方は、見本の商品券を必ず確認してください。
- (3) 商品券を受領する際は、偽造防止(ホログラム、発行者印)がないもの、紙質や色合いが明らかに違うもの等、偽造された商品券ではないことを各店舗の責任において確認し受領してください。偽造された商品券と判別した場合は、商品券の受領を拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、千歳商工会議所にも報告してください。
- (4) 著しく破損・汚損している商品券は、受領を拒否してください。
- (5) 商品券を受領した際は、再流通を防止するため商品券裏面の「参加店」欄に店印等を必ず押印してください。既に他店舗の店印等があるものは、受領を拒否してください。  
なお、換金請求時に他店舗の店印等がある商品券が含まれていた場合、その分の換金請求には応じかねますので、あらかじめご了承ください。

(6) 商品券は現金との引換はできません。また、釣銭は出ません。商品券の譲渡、転売、交換はできません。

17. 利用制限：次に掲げる支払いには、ご利用いただけません。

- (1) 参加登録店以外での利用
- (2) たばこの購入(法律により小売定価以外による販売が禁止されているもの)
- (3) 出資や債務の支払い(株式、債券、投資信託、保険、公共料金、税金、家賃、ローン、銀行等の金融機関での振込代金、払込み手数料等)
- (4) 金融機関への預け入れ、電子マネーへのチャージ
- (5) 換金性が高いもの(有価証券、商品券、プリペイドカード、ビール券、図書券、宝くじ、切手、印紙、官製はがき、パチンコ等)

18. 換金手続：換金期間 令和8年4月1日(水)～令和8年8月31日(月) (土日祝を除く)

※換金期間を過ぎますと換金できませんのでご注意ください。

換金時間 午前の部 9:00～12:00 午後の部 13:00～16:30

※12:00～13:00は窓口を閉鎖しています。

換金場所 千歳商工会議所

換金方法 『「ちとせ市民応援商品券2026」換金請求書兼確認書』に商品券を添えて千歳商工会議所へご持参ください。

レシート、付箋、クリップ等不要なものは持ち込まないでください。

支払方法 ご指定の口座へ振り込みます。

※月～金曜日受付分は、翌週水曜日までに振り込みます。

なお、事務処理の関係により手続きが遅れる場合がありますので、ご了承願います。

19. 広報宣伝：(1) ポスター・ステッカー／登録事業者

(2) 周知方法／ホームページ・SNS(千歳市、千歳商工会議所)、広報ちとせ、商工千歳、情報紙ちゃんと、まいぷれ等

20. お問合せ：【参加店・換金に関すること】

千歳商工会議所

〒066-8558 千歳市東雲町3丁目2-6

TEL : 0123-23-2175 FAX : 0123-22-2122

ホームページ <https://chitose-cci.or.jp>

E-mail shokou@chitose-cci.or.jp

【商品券配付に関すること】

千歳市産業振興部商業労働課

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34

TEL : 0123-24-0598 FAX : 0123-22-8851

ホームページ <https://www.city.chitose.lg.jp>

E-mail shogyorodo@city.chitose.lg.jp

## 「ちとせ市民応援商品券2026」発行事業 スケジュール

日 程	内 容
令和7年12月 17日(水)	参加事業者募集 2025参加事業者・会員へ案内発送
〃	HP公開・各種広報周知開始
令和8年 1月 上旬	広報ちとせ・商工千歳にて周知
9日(金)	参加事業者締切 締切以降も随時募集
2月 27日(金)	参加事業者へポスター、ステッカー送付
3月 16日(月)	千歳市民に商品券配付完了
17日(火)	商品券利用開始 令和8年7月31日(金)まで
4月 1日(水)	換金受付開始 令和8年8月31日(月)まで
7月 31日(金)	商品券利用終了 参加事業者へ利用終了10日前に案内送付
8月 31日(月)	換金終了 参加事業者へ換金終了10日前に案内送付